

新 旧 対 比 表

【通知預金規定】(通帳式)

改 正 後	改 正 前
<p>5. (預金の解約)</p> <p>(1) この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) 解約は預金1口ごとに取り扱います。その一部の解約はいたしません。</p> <p>(3) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。</p> <p>① <u>この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>② <u>本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>③ <u>この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合</u></p> <p><u>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>E その他前記AからDに準ずる行為</u></p>	<p>5. (預金の解約)</p> <p>(1) この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) 解約は預金1口ごとに取り扱います。その一部の解約はいたしません。</p> <p>(新設)</p>
<p>10. (規定の改正)</p> <p><u>この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(平成26年4月1日現在)</p>	<p>(新設)</p>

新 旧 対 比 表

【通知預金規定】（証書式）

改 正 後	改 正 前
<p>4.（預金の解約）</p> <p><u>(1) この預金を解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。</u></p> <p><u>(2) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。</u></p> <p><u>① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合</u></p> <p><u>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>E その他前記AからDに準ずる行為</u></p>	<p>4.（預金の解約）</p> <p><u>(追加) この預金を解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>9.（規定の改正）</p> <p><u>この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(平成26年4月1日現在)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新 旧 対 比 表

【定期預金規定】(通帳式)

改 正 後	改 正 前
<p>4. (預金の解約, 書替継続)</p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するときは, 当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) この預金口座は, 次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ, 次の各号の一つにでも該当する場合には, 当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また, 次の各号の一つにでも該当した場合には, 当金庫はこの預金取引を停止し, または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお, この解約によって生じた損害については, 当金庫は責任を負いません。また, この解約により当金庫に損害が生じたときは, その損害額をお支払いください。</p> <p>① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E その他前記AからDに準ずる行為</p>	<p>4. (預金の解約, 書替継続)</p> <p>(追加) この預金を解約または書替継続するときは, 当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</p> <p>(新設)</p>
<p>9. (規定の改正)</p> <p>この規定を改正する場合は, 店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし, 改正後の規定については, 告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また, 改正後の規定は, すでに取引のある預金者にも適用されます。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(平成26年4月1日現在)</p>	<p>(新設)</p>

新 旧 対 比 表

【定期預金規定】（証書式）

改 正 後	改 正 前
<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>(1) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。</u></p> <p><u>(2) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。</u></p> <p><u>① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合</u></p> <p><u>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>E その他前記AからDに準ずる行為</u></p>	<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>(追加) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>9.（規定の改正）</p> <p><u>この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(平成26年4月1日現在)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新 旧 対 比 表

【目 次】

改 正 後	改 正 前
<p>1. 自由金利型定期預金（大口定期） <単利型> ・大口定期預金規定（通帳式）……………<u>①～⑥</u> ・大口定期預金規定（証書式）……………<u>⑦～⑫</u> ・自動継続大口定期預金規定（通帳式）……………<u>⑬～⑮</u></p> <p>2 自由金利型定期預金（スーパー定期） <単利型> ・スーパー定期預金規定（通帳式）……………<u>⑲～⑳</u> ・スーパー定期預金規定（証書式）……………<u>㉑～㉒</u> ・自動継続スーパー定期預金規定（通帳式）……………<u>㉓～㉔</u> (削除)</p> <p>3 自由金利型定期預金（スーパー定期300） <単利型> ・スーパー定期300預金規定（通帳式）……………<u>㉗～㉘</u> ・スーパー定期300預金規定（証書式）……………<u>㉙～㉚</u> ・自動継続スーパー定期300預金規定（通帳式）……………<u>㉛～㉜</u> (削除)</p> <p>4 変動金利定期預金規定 <単利型> ・変動金利定期預金規定（通帳式）……………<u>㉞～㉟</u> ・変動金利定期預金規定（証書式）……………<u>㊱～㊲</u> (削除)</p>	<p>1. 自由金利型定期預金（大口定期） <単利型> ・大口定期預金規定（通帳式）……………<u>①～⑤</u> ・大口定期預金規定（証書式）……………<u>⑥～⑩</u> ・自動継続大口定期預金規定（通帳式）……………<u>⑪～⑮</u></p> <p>2 自由金利型定期預金（スーパー定期） <単利型> ・スーパー定期預金規定（通帳式）……………<u>⑯～⑲</u> ・スーパー定期預金規定（証書式）……………<u>⑳～㉓</u> ・自動継続スーパー定期預金規定（通帳式）……………<u>㉔～㉘</u> <複利型> ・スーパー定期預金規定（通帳式）……………<u>㉙～㉚</u> ・スーパー定期預金規定（証書式）……………<u>㉛～㉜</u> ・自動継続スーパー定期預金規定（通帳式）……………<u>㉝～㉞</u></p> <p>3 自由金利型定期預金（スーパー定期300） <単利型> ・スーパー定期300預金規定（通帳式）……………<u>㉟～㊱</u> ・スーパー定期300預金規定（証書式）……………<u>㊲～㊳</u> ・自動継続スーパー定期300預金規定（通帳式）……………<u>㊴～㊵</u> <複利型> ・スーパー定期300預金規定（通帳式）……………<u>㊶～㊷</u> ・スーパー定期300預金規定（証書式）……………<u>㊸～㊹</u> ・自動継続スーパー定期300預金規定（通帳式）……………<u>㊺～㊻</u></p> <p>4 変動金利定期預金規定 <単利型> ・変動金利定期預金規定（通帳式）……………<u>㊼～㊽</u> ・変動金利定期預金規定（証書式）……………<u>㊾～㊿</u> <複利型> ・変動金利定期預金規定（通帳式）……………<u>㋀～㋁</u> ・変動金利定期預金規定（証書式）……………<u>㋂～㋃</u></p>

新 旧 対 比 表

【大口定期預金規定】（通帳式）

改 正 後	改 正 前
<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p>(1) この預金を自動解約入金方式以外の方法で解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</p> <p>(2) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。</p> <p>① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E その他前記AからDに準ずる行為</p>	<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>(追加)</u> この預金を自動解約入金方式以外の方法で解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>9.（規定の改正）</p> <p><u>この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(平成26年4月1日現在)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新 旧 対 比 表

【大口定期預金規定】（証書式）

改 正 後	改 正 前
<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>(1) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、自動解約入金方式の場合には、記名押印は不要です。</u></p> <p><u>(2) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。</u></p> <p><u>① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合</u></p> <p><u>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>E その他前記AからDに準ずる行為</u></p>	<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>(追加) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、自動解約入金方式の場合には、記名押印は不要です。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>10.（規定の改正）</u></p> <p><u>この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(平成26年4月1日現在)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新 旧 対 比 表

【自動継続大口定期預金規定】(通帳式)

改 正 後	改 正 前
<p>4. (預金の解約, 書替継続)</p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</p> <p>(2) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。</p> <p>① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E その他前記AからDに準ずる行為</p>	<p>4. (預金の解約, 書替継続)</p> <p>(追加) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</p> <p>(新設)</p>
<p>9. (規定の改正)</p> <p>この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(平成26年4月1日現在)</p>	<p>(新設)</p>

新 旧 対 比 表

【<単利型>スーパー定期預金規定】（通帳式）

改 正 後	改 正 前
<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>(1) この預金を自動解約入金方式以外の方法で解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(2) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。</u></p> <p><u>① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合</u></p> <p><u>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>E その他前記AからDに準ずる行為</u></p>	<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>(追加) この預金を自動解約入金方式以外の方法で解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>9.（規定の改正）</p> <p><u>この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(平成26年4月1日現在)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新 旧 対 比 表

【＜単利型＞スーパー定期預金規定】（証書式）

改 正 後	改 正 前
<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>(1) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、自動解約入金方式の場合には、記名押印は不要です。</u></p> <p><u>(2) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。</u></p> <p><u>① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合</u></p> <p><u>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>E その他前記AからDに準ずる行為</u></p>	<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>(追加)この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、自動解約入金方式の場合には、記名押印は不要です。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>10.（規定の改正）</u></p> <p><u>この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(平成26年4月1日現在)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新 旧 対 比 表

【<単利型>自動継続スーパー定期預金規定】（通帳式）

改 正 後	改 正 前
<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>(1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(2) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。</u></p> <p><u>① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合</u></p> <p><u>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>E その他前記AからDに準ずる行為</u></p>	<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>(追加) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>9.（規定の改正）</p> <p><u>この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(平成26年4月1日現在)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新 旧 対 比 表

【<複利型>スーパー定期預金規定】(通帳式)

改 正 後	改 正 前
<u>(削除)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 1. (預金の支払時期) 2. (証券類の受入れ) 3. (利息) 4. (預金の解約, 書替継続) 5. (届出事項の変更, 通帳の再発行等) 6. (印鑑照合) 7. (譲渡, 質入れの禁止) 8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

新 旧 対 比 表

【<複利型>スーパー定期預金規定】（証書式）

改 正 後	改 正 前
<p><u>（削除）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 1.（預金の支払時期） 2.（証券類の受入れ） 3.（利息） 4.（預金の解約，書替継続） 5.（届出事項の変更，証書の再発行等） 6.（印鑑照合） 7.（譲渡，質入れの禁止） 8.（証書の効力） 9.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

新 旧 対 比 表

【<複利型>自動継続スーパー定期預金規定】(通帳式)

改 正 後	改 正 前
<u>(削除)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 1. (自動継続) 2. (証券類の受入れ) 3. (利息) 4. (預金の解約, 書替継続) 5. (届出事項の変更, 通帳の再発行等) 6. (印鑑照合) 7. (譲渡, 質入れの禁止) 8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

新 旧 対 比 表

【<単利型>スーパー定期300預金規定】(通帳式)

改 正 後	改 正 前
<p>4. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) この預金を自動解約入金方式以外の方法で解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</p> <p>(2) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。</p> <p>① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること</p> <p>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E その他前記AからDに準ずる行為</p>	<p>4. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(追加)</u> この預金を自動解約入金方式以外の方法で解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>9. (規定の改正)</p> <p><u>この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(平成26年4月1日現在)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新 旧 対 比 表

【＜単利型＞スーパー定期300預金規定】（証書式）

改 正 後	改 正 前
<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、自動解約入金方式の場合には、記名押印は不要です。</p> <p>(2) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。</p> <p>① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること</p> <p>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E その他前記AからDに準ずる行為</p>	<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>（追加）</u>この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、自動解約入金方式の場合には、記名押印は不要です。</p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>10.（規定の改正）</p> <p><u>この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>（平成26年4月1日現在）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

新 旧 対 比 表

【＜単利型＞自動継続スーパー定期300預金規定】（通帳式）

改 正 後	改 正 前
<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>(1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(2) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。</u></p> <p><u>① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合</u></p> <p><u>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>E その他前記AからDに準ずる行為</u></p>	<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>(追加) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>9.（規定の改正）</p> <p><u>この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(平成26年4月1日現在)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新 旧 対 比 表

【<複利型>スーパー定期300預金規定】(通帳式)

改 正 後	改 正 前
<u>(削除)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 1. (預金の支払時期) 2. (証券類の受入れ) 3. (利息) 4. (預金の解約, 書替継続) 5. (届出事項の変更, 通帳の再発行等) 6. (印鑑照合) 7. (譲渡, 質入れの禁止) 8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

新 旧 対 比 表

【＜複利型＞スーパー定期300預金規定】（証書式）

改 正 後	改 正 前
<p><u>(削除)</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. (預金の支払時期) 2. (証券類の受入れ) 3. (利息) 4. (預金の解約, 書替継続) 5. (届出事項の変更, 証書の再発行等) 6. (印鑑照合) 7. (譲渡, 質入れの禁止) 8. (証書の効力) 9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

新 旧 対 比 表

【<複利型>自動継続スーパー定期300預金規定】(通帳式)

改 正 後	改 正 前
<u>(削除)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 1. (自動継続) 2. (証券類の受入れ) 3. (利息) 4. (預金の解約, 書替継続) 5. (届出事項の変更, 通帳の再発行等) 6. (印鑑照合) 7. (譲渡, 質入れの禁止) 8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

新 旧 対 比 表

【<単利型>変動金利定期預金規定】（通帳式）

改 正 後	改 正 前
<p>5.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>(1) この預金を自動解約入金方式以外の方法で解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(2) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。</u></p> <p><u>① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合</u></p> <p><u>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>E その他前記AからDに準ずる行為</u></p>	<p>5.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>(追加) この預金を自動解約入金方式以外の方法で解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>10.（規定の改正）</u></p> <p><u>この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(平成26年4月1日現在)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

新 旧 対 比 表

【<単利型>変動金利定期預金規定】（証書式）

改 正 後	改 正 前
<p>5.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>(1) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店で提出してください。ただし、自動解約入金方式の場合には、記名押印は不要です。</u></p> <p><u>(2) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。</u></p> <p><u>① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合</u></p> <p><u>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>E その他前記AからDに準ずる行為</u></p>	<p>5.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>(追加) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店で提出してください。ただし、自動解約入金方式の場合には、記名押印は不要です。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>1.1.（規定の改正）</u></p> <p><u>この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(平成26年4月1日現在)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新 旧 対 比 表

【<複利型>変動金利定期預金規定】（通帳式）

改 正 後	改 正 前
<u>(削除)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 1. (預金の支払時期) 2. (証券類の受入れ) 3. (利率の変更) 4. (利息) 5. (預金の解約, 書替継続) 6. (届出事項の変更, 通帳の再発行等) 7. (印鑑照合) 8. (譲渡, 質入れの禁止) 9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

新 旧 対 比 表

【＜複利型＞変動金利定期預金規定】（証書式）

改 正 後	改 正 前
<u>(削除)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 1. (預金の支払時期) 2. (証券類の受入れ) 3. (利率の変更) 4. (利息) 5. (預金の解約, 書替継続) 6. (届出事項の変更, 証書の再発行等) 7. (印鑑照合) 8. (譲渡, 質入れの禁止) 9. (証書の効力) 10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

新 旧 対 比 表

【譲渡性預金規定】（証書式）

改 正 後	改 正 前
<p>4. (預金の解約)</p> <p>(1) この預金は、満期日前に解約することはできません。</p> <p>(2) この預金を満期日以後に解約するときは、右記の受取欄に届出の印章により記名押印して表面に記載の取扱店に提出してください。</p> <p><u>(3) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。</u></p> <p>① <u>この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>② <u>本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p style="margin-left: 20px;">B暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p style="margin-left: 20px;">C自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p style="margin-left: 20px;">D暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p style="margin-left: 20px;">E役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ <u>この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合</u></p> <p style="margin-left: 20px;">A暴力的な要求行為 B法的な責任を超えた不当な要求行為、</p> <p style="margin-left: 20px;">C取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p style="margin-left: 20px;">D風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p style="margin-left: 20px;">Eその他前記AからDに準ずる行為</p>	<p>4. (預金の解約)</p> <p>(1) この預金は、満期日前に解約することはできません。</p> <p>(2) この預金を満期日以後に解約するときは、右記の受取欄に届出の印章により記名押印して表面に記載の取扱店に提出してください。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>9. (規定の改正)</p> <p><u>この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新 旧 対 比 表

【譲渡性預金規定】（証書不発行式）

改 正 後	改 正 前
<p>4.（預金の解約）</p> <p>(1) この預金は、満期日前に解約することはできません。</p> <p>(2) この預金を満期日以後に解約するときは、右記の受取欄に届出の印章により記名押印して表面に記載の取扱店に提出してください。</p> <p>(3) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。</p> <p>① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</p> <p style="margin-left: 20px;">A暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p style="margin-left: 20px;">B暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p style="margin-left: 20px;">C自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p style="margin-left: 20px;">D暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p style="margin-left: 20px;">E役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p style="margin-left: 20px;">A暴力的な要求行為 B法的な責任を超えた不当な要求行為、</p> <p style="margin-left: 20px;">C取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p style="margin-left: 20px;">D風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p style="margin-left: 20px;">Eその他前記AからDに準ずる行為</p>	<p>4.（預金の解約）</p> <p>(1) この預金は、満期日前に解約することはできません。</p> <p>(2) この預金を満期日以後に解約するときは、右記の受取欄に届出の印章により記名押印して表面に記載の取扱店に提出してください。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>9.（規定の改正）</p> <p><u>この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>